

茨城県特定金属類取扱業に関する条例の一部改正 及び関係施行規則の概要

茨城県警察本部 生活安全総務課

第1部 茨城県特定金属類取扱業に関する条例の 一部改正の概要

茨城県金属くず取扱業に関する条例全部改正の概要（令和6年10月）

背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗をはじめとする金属盗が急増

- ・ 茨城県は、統計が可能となった令和2年から**4年連続全国ワースト**の発生件数
- ・ 昭和32年に制定された旧条例では、本人確認規定などが曖昧であり、不正な買取りが横行
- ・ 行政処分や刑事処分の規定が不十分で、行政側の指導に限界

当時の全部改正の主な変更点

(1) 条例名の変更

【旧条例】 茨城県金属くず取扱業に関する条例
【改正後】 **茨城県特定金属類取扱業に関する条例**

(2) 定義

本県の被害状況を反映した金属等に定義を再構築

- ・ 特定金属類（古物を除くアルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金・製品、自動車排出ガスの触媒等）
- ・ 旧金属くず商及び行商を併せて再定義 → **特定金属類取扱業者**

(3) 許可単位の見直し及び許可制・更新制の導入

ア 許可単位の見直し

旧条例での営業所ごとの許可から、事業者ごとの**県内1許可制**に許可単位を変更

イ 更新制の導入

適正取引を効果的に促進するため**許可制を継続**し、より一層の資質向上と信頼性確保を図るため、**5年更新制を新規導入**

(4) 許可基準の整備

不適格者の適切な排除を目的とし欠格要件を大幅に見直し、3項目しかなかった要件から、許可取消しの日から5年を経過していない者、破産者、暴力団員等を含む**14項目に拡充**

(5) 取引時における本人確認規定等の強化

盗難金属の流通防止のため、特定金属類取扱業者に対し、以下の本人確認等を義務付け

- ・ 取引の相手方の身分証明書等による本人確認義務
- ・ 提示を受けた身分証明書の写し等の保存義務 **【新設】**
- ・ 取引の相手方の氏名、住所等の取引記録の作成及び保存義務

(6) 罰則の強化

本県における金属対象窃盗の現状を踏まえ、古物営業法及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の罰則規定を参考に、旧条例の最高10万円以下の罰金から、**最高1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金**に大幅に強化

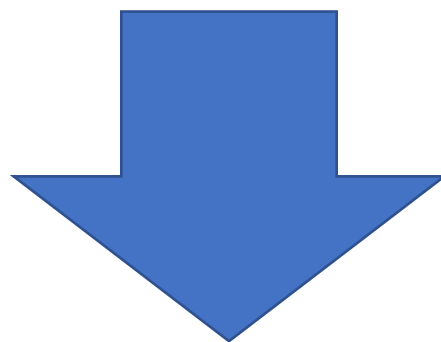
【主な罰則】

罰則	違反行為
1年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金	無許可営業
	営業停止命令違反 等
6月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金	本人確認義務違反
	本人確認記録の作成義務違反（写しの保存義務） 【新設】
	取引記録の作成義務、虚偽記載違反 等

茨城県特定金属類取扱業に関する条例一部改正へ（令和8年6月予定）

改正概要

- 令和6年10月の条例全部改正後、暴力団以外のグループが組織的に金属盗や盗難金属類の買取に関与している事例が増加
- 条例全部改正直後に、警察庁が法律の制定に向けての有識者会議を開始
- 法律では営業所ごとの届出制を採用
- 本人確認規定については、デジタル化の推進によりマイナンバーカードの読取による方法など、新しい本人確認方法を複数導入
- 本人確認義務を免除する規定として、口座振込による取引が新たに追加



- 令和6年の全部改正時の欠格事由で対応できない犯罪に対応する必要性
- 新法の施行による、法律と条例の間の齟齬を解消する必要性

条例一部改正の主な変更点

欠格事由の拡充

※令和9年1月1日施行

- **罰金以上の刑に処せられた場合の欠格事由対象の法律を追加**
 - これまでの古物営業法や暴対法等に加えて、新たに**組織的犯罪処罰法**や**金属盗対策法等**により、罰金以上の刑に処された者も欠格事由の対象となりました。
- **暴力団員の欠格事由に暴力的不法行為等を行うおそれがある者を追加**
 - 従来の暴力団員に限定した規定から、暴力的不法行為等を行うおそれがある者や暴力団員等の関係者を含む、組織的犯罪グループを排除するための規定を追加しました。
- **その他古物営業法の欠格事由に併せて2項目を追加**
 - 古物営業法との整合を図るため、欠格事由に「住居の定まらない者」や暴力団員等に利益を供与したことにより、「中止命令等を受けた者」の2項目を新たに追加しました。



受取る側の
暴力団員



みかじめ料を
渡す側の一般人



暴力団の関係者



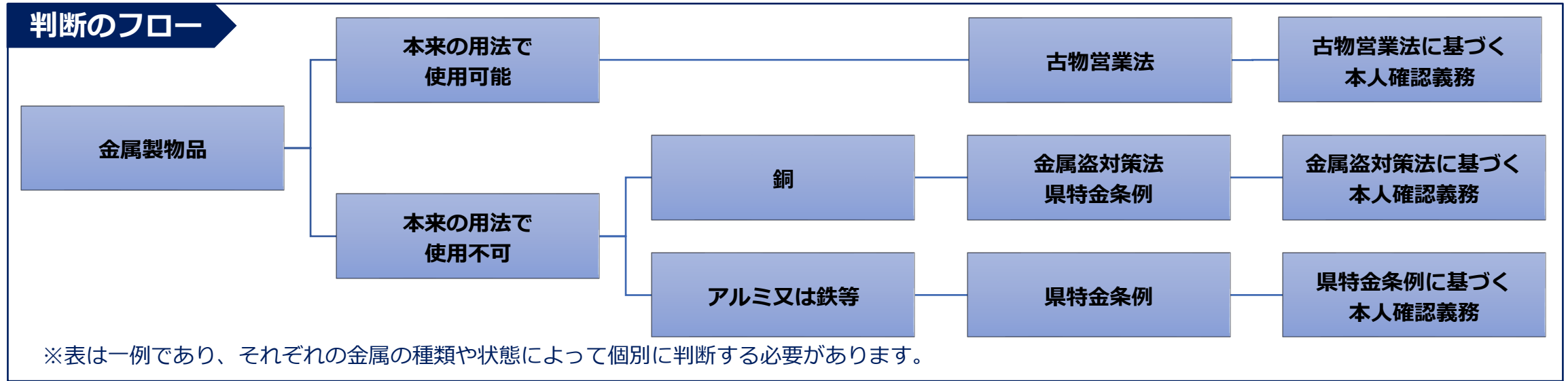
詐欺集団

条例一部改正の主な変更点

金属盗対策法の施行による事業者負担の軽減措置

- **新法による変更届出書を提出した場合、条例の一部の変更届出義務を免除する旨の規定を追加**
 - 金属盗対策法に基づく変更届出書を提出した場合は、二重の手続きを解消するため、条例による一部の変更届出を不要とする規定を追加しました。
 - 役員の変更等の金属対策法の規定にない部分については、従来どおり条例に基づく変更届出が必要となります。
- **本人確認義務除外規定の拡大**
 - 買受け等の相手方の本人確認義務の除外規定を拡大し、現行の「200円以下の少額取引」に加え、「**金属盗対策法に基づき本人確認を行った場合**」や「**過去に取引実績のある相手と口座振込による取引を行う場合**」を新たに追加しました。
- **取引記録の重複作成を解消**
 - 取引記録の作成について、金属盗対策法に基づく記録を作成した場合は、条例に基づく記録作成を不要とする規定を追加しました。
- **不正品の申告義務**
 - 盗品等の疑いがある場合の「不正品申告義務」について、金属盗対策法に基づく申告を行った場合は、条例に基づく警察への申告を不要とする規定を追加しました。

古物と金属くず又は特定金属類の判断について



⇒古物に当たる室外機等については、現状でも法令上義務付けられている本人確認を行えば足り、現状の運用と変更ありません。

⇒金属盗対策法上の本人確認については、古物に該当しない「本来の用法で使用不可」なもの（銅に限定）について行う必要があります。

金属くずに当たる室外機等



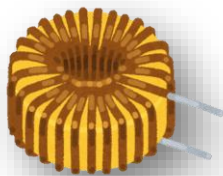
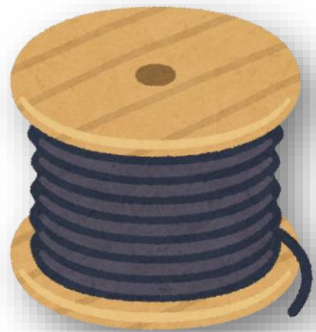
第2部 金属盗対策法施行規則及び 茨城県特定金属類取扱業に関する条例施行規則の概要

※原則的な事項を抜粋

開始届出と許可申請について

○ 銅を扱う

※副産物である銅のみ扱う場合は法の対象外



→ **法の届出・条例の許可
の両方が必要**

○ アルミ又は鉄のみを扱う

→ **条例の許可のみ必要**



- 特定金属くず買受業の開始届出
 - 特定金属くず買受業の開始の**前日**までに営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して県公安委員会へ届出を行う必要があります。



- 特定金属類取扱業の許可申請
 - **審査期間40日（土日祝祭日を除く）**
 - 主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して県公安委員会に申請する必要があります。

茨城県内では、法の開始届出を提出しても、条例の許可が下りるまでの間は実質営業は出来ません。

法の開始届出書は、県内に複数の営業所がある場合には、いずれか1つの警察署にまとめて提出することができます。

開始届出と許可申請について



特定金属くず買受業の営業開始届出書

- 届出事項
 - 氏名・住所・営業所の所在地・法人の場合は法人の名称・営業所の名称・営業所の電話番号やメールアドレス等の連絡先・特定金属くずの保管場所の所在地
- 添付書類
 - 営業所と特定金属くず保管場所の平面図と周囲の簡単な図
 - 特定金属くず買受業を営もうとする者が個人の場合は住民票の写し
 - 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人の場合は定款・登記事項証明書・代表者の住民票の写し



特定金属類取扱業の許可申請書

- 申請事項
 - 氏名・住所・営業所の所在地・営業所の名称・法人の場合は法人の名称・役員全員の氏名及び住所・行商をするかの別
- 添付書類
 - 個人の場合は最近5年間の略歴書・住民票の写し・破産をしていないことの証明書・欠格に該当しないことの誓約書
 - 法人の場合は定款・登記事項証明書・役員に欠格者がいないことの誓約書・役員全員の略歴書・住民票の写し・破産をしていないことの証明書



氏名等の表示方法

特定金属くず買受業

開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

※解釈運用基準様式例、大きさはA4サイズを想定



金属盗対策法の標識

届出後には、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大きかつ書体で、以下の事項を表示する必要

- 氏名又は名称
- 届出をした公安委員会の名称
- 届出番号

**法の届出、条例の許可
共に標識が必要です！**



また、届出、許可共に、

- 従業者数が5人以下の場合
又は
- 事業者が管理するウェブサイト
を有していない場合

を除き、ウェブサイト上にも同内容を
表示する義務があります。

県特金条例の標識

許可後は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、以下の事項を記載した公安委員会規則で定める様式の標識を掲示する必要（大きさは縦×横60cm以上）

- 氏名又は名称
- 住所
- 代表者の氏名
- 許可番号
- 許可の有効期間
- 営業所の名称

特定金属類取扱業の許可に関する標識

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
許 可 番 号	茨城県公安委員会 第 号
許可の有効期間	
営業所の名称	



主な本人確認方法は以下のとおりです（代表的な例のみ記載）。

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード※²等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- 非対面取引において、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して取引の相手方の顔写真の情報+マイナンバーカード等のICチップに記録された情報の送信を受ける方法
- 非対面取引において、電子署名法に基づく電子証明書及び電子署名が行われた契約事項等の情報の送信を受ける方法

自然人との取引の場合

代表的な例のみ記載

▶ 自然人から買受け等を行う場合は、主に上記方法による本人確認が必要です。

取引の相手方である自然人



相手方の本人確認



対面取引

買受け等を行う事業者



取引の相手方である自然人



相手方の本人確認



非対面取引

買受け等を行う事業者

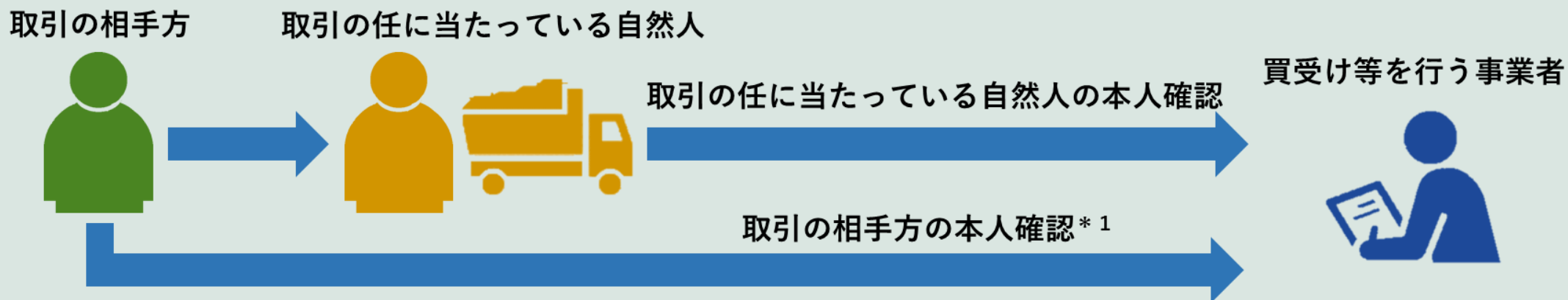


※¹法に基づく特定金属くず及び条例に基づく特定金属類をいう。 ※²マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要。

取引の任に当たっている自然人との取引の場合

代表的な例のみ記載

▶ 自然人と取引する場合において、取引の相手方である自然人と取引の任に当たっている自然人が異なる場合は、取引の相手方である自然人の本人確認だけでなく、取引の任に当たっている自然人の本人確認も必要です。



* 1 取引の任に当たっている自然人から取引の相手方の本人確認書類の提示を受けることも可能です。

対象金属を買い受ける際の本人確認（法人）

法・条例共通

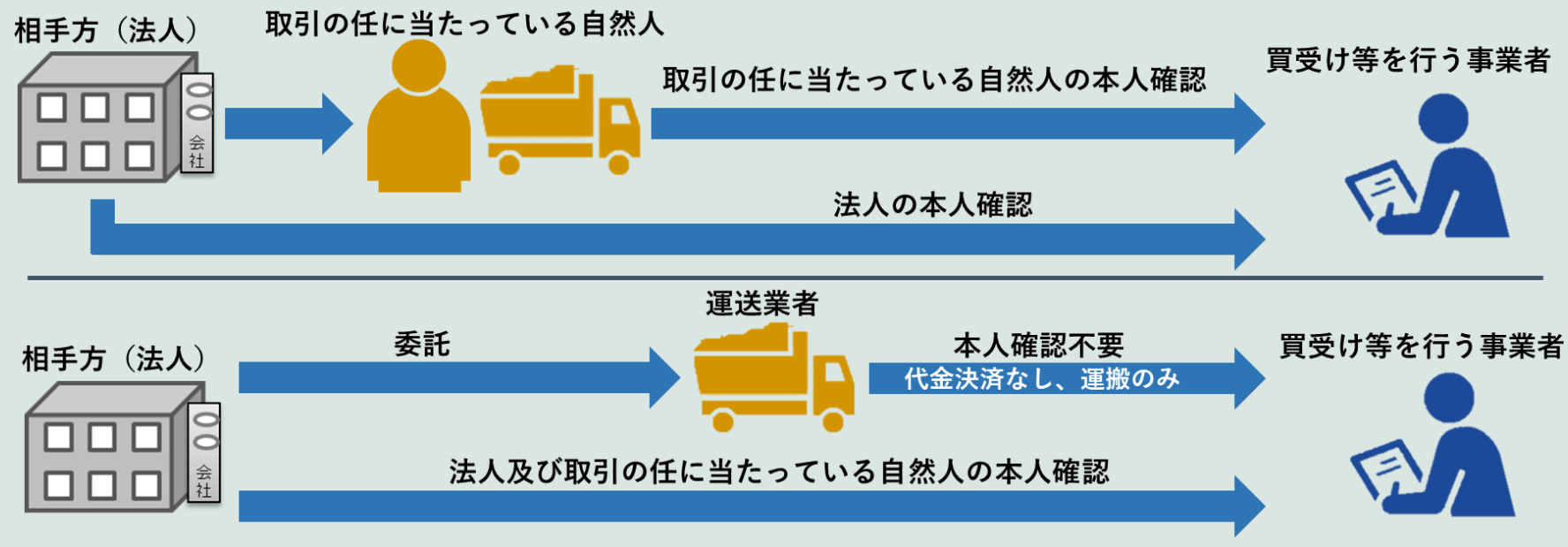
法人との取引の場合は、以下の書類等による「**法人の本人確認**」に加え、取引の任に当たっている自然人（担当者）の本人確認が必要です（代表的な例のみ記載）。

- 登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示を受ける方法
- 法人の名称及び本店所在地等の申告を受け、登記情報の送信又は「法人番号公表サイト」により申告を受けた内容を確認する方法（非対面取引の際は、さらに「転送不要郵便」で領収書等の文書を送付することが必要です）
- 登記事項証明書又は印鑑登録証明書等の送付を受け、さらに本店所在地等へ「転送不要郵便」で領収書等の文書を送付する方法

対象金属が持ち込まれる場合

代表的な例のみ記載

- ▶ 法人の本人確認に加え、取引の任に当たっている自然人（担当者）の本人確認が必要です。（持ち込む者が単なる運送業者であり、その場での代金決済が行われない場合に限り、当該運送業者の本人確認は不要ですが、委託元の本人確認が別途必要になります）



自ら対象金属を買い受けに行く場合

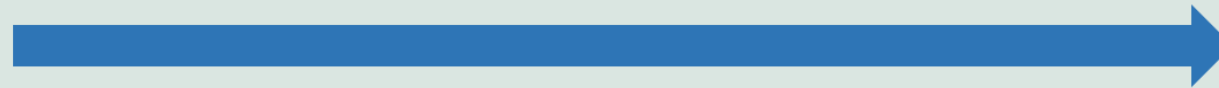
代表的な例のみ記載

- ▶ 自らが直接相手方に赴いて買い受け等を行う場合も、法人の本人確認に加え、取引の任に当たっている自然人（担当者）の本人確認が必要です。
- ▶ 委託業者等に買い受け等を委託する場合は、取引の相手方の本人確認も委託することが可能です。
（取引現場で代金を受け取る場合は委託業者等によるその場での本人確認が必須ですが、後日振込等の場合はその場での本人確認の他、決済時まで本人確認を済ませておくことができます）

買い受け等を行う事業者



買い受け等・回収・法人及び取引の任に当たっている自然人の本人確認



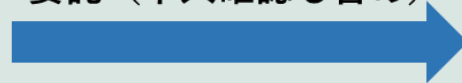
相手方（法人）



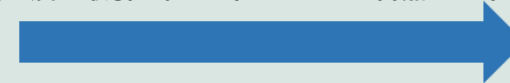
買い受け等を行う事業者

委託業者

委託（本人確認も含め）



買い受け等・回収
法人及び取引の任に当たっている自然人の本人確認



相手方（法人）



物の移転を伴わない仲介業者を介した取引

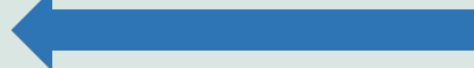
代表的な例のみ記載

- ▶ 仲介業者から対象金属の買受け等をする場合には、仲介業者の本人確認が必要です。
- ▶ 仲介業者も買受け等を行うため、特定金属類取扱業者となり、仲介業者による相手方の本人確認も必要となります。

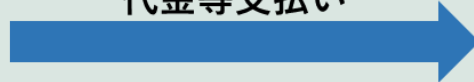
買受け等を行う事業者



対象金属の所有権移転



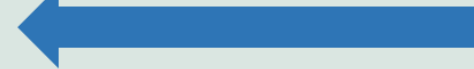
仲介業者の本人確認
代金等支払い



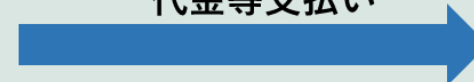
仲介業者



対象金属の所有権移転



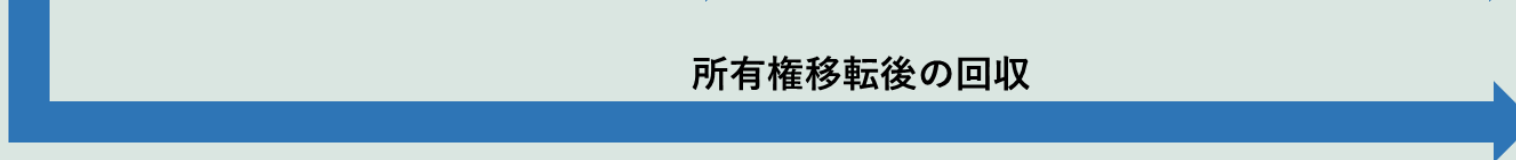
相手方の本人確認
代金等支払い



相手方（法人）



所有権移転後の回収



本人確認が不要な場合

法・条例共通

- 買受け等の相手方との2回目以降の取引で、当該代金の支払をその者の口座に振り込みにより行う場合
- 法の特定金属くず買受業又は条例の特定金属類取扱業を営む者が対象金属を自ら輸入する場合



条例のみ

- 200円以下の対象金属※¹を買取る場合



※¹ 法に規定する特定金属くず（銅）の場合は、法における本人確認義務が生じる。

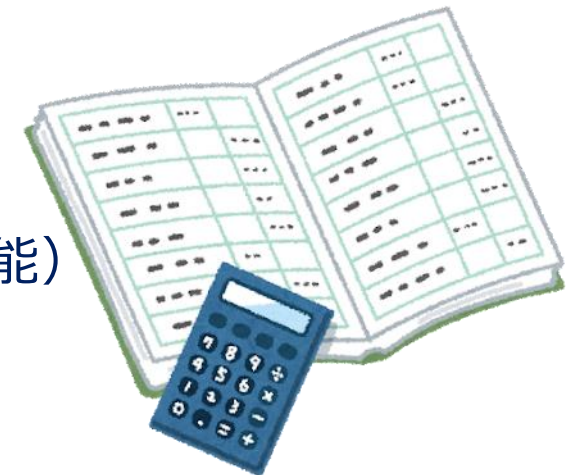
※代表的なもののみ記載

- 本人確認記録の作成方法
 - 本人確認方法に応じた作成が必要
 - 本人確認書類の提示を受ける場合はその写し
- 本人確認記録の記録事項
 - 本人確認を行った者の氏名
 - 本人確認記録の作成者の氏名
 - 本人確認書類等の提示等を受けたときは、提示等を受けた日付（⇒本人確認方法に応じた記録が必要）
 - ※ 添付書類に記載がある場合は、記録を要しない。
- 本人確認記録の保存方法（保存は3年間）
 - 文書又は電磁的記録（⇒紙媒体でもP C等に保存することも可能）



※代表的なもののみ記載

- 取引記録の記録事項
 - 買受け等の相手方の氏名又は名称
 - 買受け等の日付及び時刻
 - 買い受けた対象金属の量
 - 買い受けた対象金属の価額
 - 代金の支払方法
 - 代金の支払を買受け等の相手方の口座への振込みにより行ったときは、口座番号や銀行名等の口座を特定できる事項
 - 本人確認書類等の提示等を受けたときは、提示等を受けた日付（⇒本人確認方法に応じた記録が必要）
 - ※ 添付書類に記載がある場合は、記録を要しない。
- 取引記録の保存方法（保存は3年間）
 - 文書又は電磁的記録（⇒紙媒体でもPC等に保存することも可能）



質疑応答

よくいただく質問

1

問：本人確認制度の導入により、新たなシステムを導入する必要があるのか。

答：ありません。紙の簿冊でも電磁的記録でも保存可能としており、その様式も定めることとはしていません。

2

問：本人確認書類のコピーをとる必要があるのか。

答：例えば、本人確認書類の提示により本人確認を行った場合には、そのコピーをとる必要があります。電磁的記録として保存することも可能です。

3

問：2回目以降の取引で代金を口座に振り込む場合において本人確認は不要とのことだが、どのように判別するのか。

答：社員証の提示、社名の入ったトラック、顔見知りであるなどの場合には、本人確認を不要としています。

よくいただく質問

4

問：本人確認記録の保存期間は3年とのことだが、「最初に本人確認記録をとったとき」と「最後取引を行ったとき」のどちらが起算点となるのか。

答：「最後取引を行ったとき」が起算点になります。

5

問：銅の定義とは。

答：銅の重量又は価額の50%以上を占める場合、銅とみなされます。

6

問：インボイス制度上の特例措置はどのようになるのか。

答：届出を行っていただいた事業者様にとっては、引き続き特例措置の対象となります。これは、法の施行に伴う経過措置期間終了後から適用されます。

7

問：1つの県内に複数の営業所がある場合、1つの営業所のみ届出を行えば足りるのか。

答：営業所ごとにその所在地を管轄する警察署を經由して公安委員会に届出を行っていただく必要があります。ただし、1つの公安委員会に対して同時に2以上の営業所について届出を提出するときは、それらの営業所のうちいずれか1つの営業所の所在地を管轄する警察署長を經由して提出を行うことができます。